

総務常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和2年9月10日(木)午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階601会議室
- 3 事 件  
議案第97号 三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)  
議案第98号 三次市吉舎交流拠点施設設置及び管理条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(案)  
議案第103号 和解することについて  
議案第104号 財産の無償譲渡について  
議案第105号 指定管理者の指定について  
議案第106号 指定管理者の指定の変更について  
議案第107号 過疎地域自立促進計画の変更について  
議案第108号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について  
議案第109号 備北地区消防組合理約の変更について
- 4 出席委員 大森俊和, 齊木 亨, 小田伸次, 山村恵美子, 横光春市, 伊藤芳則, 藤岡一弘, 中原秀樹
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員  
【産業振興部】中廣産業振興部長, 加藤産業振興部付課長  
【教育委員会】河野教育委員会事務局付課長  
【地域振興部】中原地域振興部長, 田村地域振興課長  
【君田支所】小田君田支所長, 林君田支所次長  
【吉舎支所】伊達吉舎支所長, 坂田吉舎支所次長  
【総務部】細美総務部長, 菅原財産管理課長, 村上ファシリティマネジメント推進係長, 茶木住宅管財係長  
【経営企画部】宮脇経営企画部長, 渡部企画調整課長, 山口企画調整係長  
【危機管理監】川村危機管理監, 廣瀬危機管理監付課長, 白附危機管理課長, 高松危機管理係長
- 7 議 事

午前10時00分 開会

○大森委員長 それでは定刻となりましたので、総務常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。定足数に達しておりますので、委員会は成立しております。

本日の審査日程について申し上げます。本日の審査日程は、事前に委員の皆さんのタブレットに掲載しております次第のとおりに行っていきたいと思っております。議案9件について、それぞれ執行部から説明を受け、質疑を行った後、一括して討論、採決を行います。

また、今定例会から委員会の審査等について中継が行われます。先日の議会運営委員会で確認さ

れました常任委員会ケーブルテレビの中継に関する確認事項に沿って、委員会運営を行います。説明員は着座のままで説明、答弁いたします。事前にお知らせしておきます。委員の皆様、円滑な進行に御協力をお願いしたいと思います。

また、新型コロナウイルス感染症予防対策として、経過時間を見計らって、室内の換気のために休息を挟みたいと考えております。よろしくお願いをします。

それでは、議案審査に入ります。

最初に、君田支所及び産業振興部が所管する議案の審査を行います。

小田君田支所長。

○小田君田支所長 委員の皆さん、おはようございます。今日はよろしくお祈りいたします。

それでは、議案第103号、和解することについて御説明申し上げます。

本案は、旧君田村が行った損失補償契約に基づいて、三次市を被告として令和2年2月14日に提起された損失補償請求事件の原告と広島地方裁判所から示された和解案のとおり和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により市議会の議決を求めようとするものです。

三次農協が三次市を訴えるに至った経緯について御説明させていただきます。

旧君田村の圃場整備事業において、受益者はその負担金を支払うため、三次農協から25年償還の借入れをされましたが、受益者のうちの2名が途中で返済できなくなりました。三次農協は、受益者への貸付けの原資を農林漁業金融公庫から25年償還で借り入れ、全額返済されましたが、受益者からの債権回収ができていないため、損失を被りました。旧君田村は、圃場整備事業を円滑に推進するため、三次農協が損失を被ったときは、その損失を補償する契約、損失補償契約を農協と交わっていましたので、償還期限が到来した後に、その契約に基づき、残金、利息、遅延損害金、支払い済みまでの利息の合計額を請求されました。

しかしながら、損失補償契約の前提条件である、旧君田村議会の債務負担行為の議決では、債務負担行為の対象は農林漁業金融公庫が受けた損失に対して旧君田村が損失補償することになっており、三次農協の損失に対するものではありませんでした。そのため、三次農協からの請求どおり支払うことは違法行為となるため、支払うことができないと回答したところです。

三次農協は、旧君田村との損失補償契約に基づき、三次市に対して損失補償の請求を令和2年2月14日、広島地方裁判所へ提起され、令和2年7月17日付で広島地方裁判所から、本件事案の概要などから、三次市が三次農協に対して元金と利息の未返済額の合計703万8,638円を支払う和解案が提案されました。三次市として、和解案を受け入れ、和解しようとするものです。

説明は以上です。御審査の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○大森委員長 これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を願います。

質疑ございますか。

藤岡委員。

○藤岡委員 改めて、おはようございます。今回、この和解することについてなんですけれども、さきの議会や全員協議会においても説明していただきましたとおり、裁判所からの和解案が703万8,638円というところで、元金と利息を合わせた金額を支払うことが一番の得策ではないかという

ふうに提案していただいているというふうに理解をしております。その上で、今回、利息のところを計算させていただいたんですけれども、償還期間は25年間、最初の3年間は利息のみということなんですけれども、利息の計算の根拠といいますか、計算方法を教えていただきたいのが1つ目と、今回、債務負担行為であるので、三次市における実質公債費比率に影響があると思うんです。影響があるのかないのかということと、実質公債費比率がどれほど影響を受けるのかということ質問させていただきたい。

そして、3つ目に、今回、裁判を実際に起こされていますので、裁判費用がかかっているかと思えます。これまでにかかった裁判費用、及び、もし今後、和解をせずに裁判を続けた結果、裁判費用はどのような金額がかかってくるのか、分かる範囲で教えていただければなと思います。

以上、3点お願いいたします。

○大森委員長 ただいまの藤岡委員の質問に対して答弁をお願いします。

小田支所長。

○小田君田支所長 1番目の利息の計算についてですが、具体的には分かりませんが、貸出額に対するそのときの約束の利息、1つ目の債権でしたら5.5%、2つ目は4.9%、3つ目が4.55%の利息での計算でされているということです。計算については農協のほうでされているので、詳しくはこちらでお答えすることができません。

3つ目の裁判費用については、現在までのところ、30万円がかかっております。

2つ目の実質公債費比率への影響ですが、ちょっと私どもでは分かりませんので、ここではお答えできません。

○大森委員長 それは、例えば財務部に聞くとか。

支所長。

○小田君田支所長 財務部のほうに問合せをしまして、後ほどお答えさせていただきます。

○大森委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 一番最初に聞かせていただいた利息のところなんですけれども、今回、具体的には分からないと、農協さんのほうから出された数字というところであると、その整合性がはっきりまだ分からないわけじゃないですか。市としては、弁護士の方に計算していただいて、この利息の金額が本当に正しいのかどうかというところが分からないと、この委員会においても審議のしようがないと思うんです。裁判所が出されたので、信用できる数字だとは思いますが、市としてもこの利息が正しいのか正しくないのかというところの見解を持っていただかないといけないのかなとちょっと思います。

それで、今回、裁判所の和解案を受け入れるか、このまま裁判を続行するかという二択になってくるかと思うんですけれども、さきに説明していただきました、このまま裁判を続けてしまうと、毎月利息がかかるわけですから、また損害金が発生するわけですから、どんどんどんどんお金が膨らんでいって、和解案よりも、裁判の結果によっては多く支払う結果になる可能性があるかと、市民の方の血税ですので、リスクマネジメントのところも踏まえて考えていく必要があるかと思うんですけれども、今回、仮に和解案を受け入れたとして、その後の、この703万8,638円、この金額をた

だ支払って終わりではなくて、回収していく必要があると思うんです。例えば、この農地がどうなっているか分かりませんが、売却するなり、例えばそれを有効に活用するなり、もしくは、相続されている方から交渉して回収させていただくなり、市としては、どのようにこの金額を回収しているかと考えられているのか、そのお考えを質問いたします。

○大森委員長 支所長。

○小田君田支所長 最初のほうですけど、利息が正しいかどうかということですが、市としては、裁判所が出した数字を信じるしかないということで考えています。

次の農協へ和解の額を支払った後、どうなるかということですが、支払った後は、債権が三次市に移りますので、その分は債権回収の調査を始めて、債権の回収に努めることになります。調査は市で行います。

○大森委員長 マスクをしとるせいか、聞き取りにくくて、ごめんなさい。これから、債権が三次市へ移るということで、これから調査をしていくということですか。

小田支所長。

○小田君田支所長 和解額を支払った後に、債権が三次市に移りますので、それから調査をして、債権回収の取組をしてまいるということになります。

○大森委員長 ほかに質疑ございますか。

小田委員。

○小田委員 様々なところで、全員協議会等々でいろんな質問が出ておると思います。繰り返したところの質問も入るかもわかりませんが、よろしくお願いします。

そもそも論のところなんですけども、議会で債務負担行為を認めたのは、今の日本政策金融公庫、昔の農林漁業金融公庫との債務負担行為は議会が認めた。農協との損失補償契約というのは、これは、議会のほうには報告はされていなかったんですね。そもそもその契約書というものが本当にあるのかどうなのか、その辺のところは確認されとるのかどうか、もしあるのであれば、どういった契約をしとるのかということも必要だろうかというふうにも思います。

そして、25年返済で借りていったこの案件でありますけども、これを見ると、3回にわたってありますよね。出ていますよね。いつまではちゃんと返済をされていて、いつからこの返済が滞ったのか、それが出てないと思います。

先ほど藤岡委員も言いましたけども、対象地ですよ。それが現在どのようになっているのか、そして、この方々は今現在どのように過ごされているのか、どこにいらっしゃるのか。要は、先ほど言いました、追及ができたはいいけど、返済してくださいよというのができるかどうか、と同時に、時効だというふうな説明がございましたけども、当時契約を結んだ君田村の執行部に対してのあれは、もう全く言うことができないのかどうか、時効だという説明があったのは知っています。知っていますけれども、あえてもう一度聞きます。

それと、三次市の顧問弁護士は、今回のこの和解案について、どのような見解を持たれているのか、相談をされたときにですね。裁判をこのまま続けていったら、三次市負けますよと言われたのか、いや、これはやっても、勝てる可能性もありますというふうに言われたのか、その辺のところ

のニュアンスをお聞きしたいというのが、今の三次市の状況としたときに、突然降って湧いたような話のように私は感じるわけですよ、非常に。だから、私のほうからすると、何で三次市が今の苦しい財政の中でこれをせにやいかんのかと、三次市に何か悪いところがあるのかと、何か変なことをしたのかというふうに思うと、ここの、さっきも出ました、旧君田村のほうで農協さんと損失補償契約を結んだというふうにあったので、先ほども言いました契約書の存在、それをちょっとお知らせください。

○大森委員長 小田支所長。

○小田君田支所長 1つ目の損失補償契約の契約書があるのかという御質問ですが、全て残しております。

○大森委員長 ある。

○小田君田支所長 はい。存在します。

対象地が現在どうなっているかということですが、返済できなかった受益者はお二人ですけど、その地域は圃場整備が終わって、その地域にほかの方もいらっしゃいますので、農地としての存在はしております。返済できなくなられた受益者の方ですが、現在、死亡されております。お二人とも亡くなっておられます。

○小田委員 いつから返済が滞ったか。

○大森委員長 あと、市の顧問弁護士は。

小田支所長。

○小田君田支所長 返済が滞った時期ですが、3つの債権がありまして、詳しくはちょっと今手元にはないんですが、それぞれ返済が始まって、お一方は、3年から4年の支払いがありました。もうお一方については、8年から10年の支払いがありました。

○大森委員長 河野課長。

○河野教育委員会事務局付課長 和解案の内容についてですが、訴訟代理人である顧問弁護士の久行と私との統一見解といたしまして、勝つ可能性は50%です。そして、もし負けた場合には、今の訴訟を続けている間も金利があれしますので、2,000万を超える可能性も否定できません。

裁判所からお示いただきました和解案は、現に農協が農林漁業金融公庫に返済した額でございまして、農協自体は、本当はそれをするためには電話もかけるでしょうし、職員がサインしてもらうために家に行ったりしてガソリンも使うでしょうし、その間の人件費もかかっております。ですから、実際のところは、農協は、これでは企業としては赤の状態の和解案です。ですから、もう一人の訴訟代理人である久行との統一見解といたしましては、三次市のほうに非常に有利な和解案だと考えております。

当時の執行部に責任があるかどうかということについては、あると考えております。ただ、25年以上前に行われたことで、時効が10年で成立してしまうので、それを求償することは非常に困難というか、ほとんど不可能に近いと判断しております。

○大森委員長 小田委員。

○小田委員 先ほど、契約書はあるということでありましたので、それは私らのほうに、こういう

形の契約書ですよというのを資料として見せていただくことはできないのかというのが1点。

それと、もう2名の方、死亡されているということでもありますけども、ということは、死亡されているということは、これは相続がありますよね。相続放棄をされているのか、もしくは、マイナス部分も当然相続の対象になりますから、そこがどのようになっているのか。

それから、先ほども言いましたけども、三次市がこれを、提示された金額をそのまま受け入れるというのは、どうも私は腑に落ちとらんのですよ。なぜかというと、例えば50%と言われましたけども、勝つ可能性はね。交渉して、それは、農協さん経費かかると、これ、当たり前ですよ。自分が借りて貸しとるわけですから。そこが一番責任持つとるわけですよ。三次市に責任ないわけですからね。契約の、何かあったときはという補償契約があるというふうにしても、当たり前なんですよ、これは、借りて返したんですから。そこが動くのは当たり前。そうしたときに、これは、言うてみれば、半分半分、折半にしましょうやというような感じの数字に見えるわけですよ、総額からいうたらね。そしたら、50%あるなら、例えば今言ったように交渉、7・3にしましょうやとか、6・4にしましょうやというやり方もあるんじゃないかなという気がしたんで、そこの顧問弁護士なんかの判断というのはどうなんですかというのを聞かせていただきました。

そして、もう一つ、説明の中で顧問弁護士さん、今の金額がどうのこうの言われましたけど、僕、一番最初に言いましたよね。そもそも議会が認めていなかった君田村と農協との契約が、これがどうなのかと、判断。農林漁業金融公庫との債務負担行為の分は、議会のほうがちゃんと承認をしていると、その辺の手続が、行政運営上、執行上、これはいいのかどうか、そこが結構問題じゃないかと私は思うんですが、どのように考えておりますか。

○大森委員長 河野課長。

○河野教育委員会事務局付課長 まず、50%の確率という話でございますが、今までの先例から申しますと、農協が勝つ可能性が60%、三次市が勝つ可能性が40%という、それを特段の、ほかのものも含めまして、50%、50%程度に今、裁判所もどうかというのをお示しいただいておるとのことです。

小田委員がおっしゃられたことは、一般論としてはそのとおりだと思います。ただ、裁判例がございまして、違法な契約を市は実行することはできません。ただし、金融機関側から見たときは、そういう債務負担行為の制限は行政内部の話であり、我々、金融機関との関係、民事上の契約としては関係ない、だから、違法であっても、我々との契約では有効だということで、裁判を起こされ、裁判の結果、金融機関側が勝って、強制徴収して持っていかれる分には仕方がないという判例がございまして。

それと、もう一つは、難しい話なんですけど、議会の議決が、確かに間違っはしておりますが、あくまでも、もう二十何年前で分からないところもあるんですけど、当時の村の執行部も、JA三次と思っただまま提案して、当時の村議会の皆さんも、JA三次との契約に必要な議案であったと認識して議決してしまった、書いてある議案のほうが悪字脱字であったという解釈も解釈上、成り立ってしまうもので、三次市にとっては、本案をのむほうが非常に、確率的な問題なんですけれど、得という言い方がどうか、不穏当かもしれませんが、そういうふう判断せざるを得ない状況でござ

ざいます。

それと、あと、地方自治法施行令第5条の規定により、普通地方公共団体に廃置分合があった場合には、その区域をして、新たに設置された市町村がその事務の全てを承継するとなっております。旧君田村が行った行為であっても、現時点においては、その事務の全てが承継されておりました。三次市がという、解釈上、なってしまうということでございます。

○大森委員長 ちょっといいですか。軌道修正せんとね。それは確かに、この和解案をのむことで、プラスかマイナスかというたら、プラスのほうが大きい、それは弁護士も認められておることなんで。今、小田委員が大事にしたいのはプロセス、そこに至るまでのプロセス。我々にとってみれば、降って湧いたようなこの問題は、例えば法的にどうなのか、例えば合併時にどうなのか、そういうものも含めて、やっぱり分かりやすく説明をお願いしたいと思います。

小田委員。

○小田委員 資料の請求してもらえます。契約書の分、出してもらってからというもの、ちょっと答弁を。

○大森委員長 中廣部長。

○中廣産業振興部長 当時の契約書については、後ほど提出をさせていただきたいと思いますが、個人名等については消した上で、提出をさせていただければというふうに考えてございます。

○大森委員長 小田委員。

○小田委員 契約書、合併しようが、それは継承していかないけないというのはよう分かっておりますし、そのとおりだと思うし、私も、農協さんともめればええというふうに思うとるわけじゃないんですよ。手続上、いろんな、様々なところでちょっとクエスチョンが出るので、聞いてるんですけども、この土地そのものは、ちょっと違う質問をしますけども、そのものは、先ほども言いました、相続がどうなるとるかによって、今現在、この土地の所有権はどちらに存在していて、これは農協に今あるのかどうなのかもよく知りませんが、その後、それ、今後は三次市になりますよね。そういうふうな地になるのか、今耕作されとるのかどうかもちょっと、周りの人はいらっしやいますということは言われましたけども、耕作されとるのかどうなのか。そうなってくると、今現在、そこで米を供出するなり何かしよつたら、何がしかの利益が出るでしょう。そこから回収するということもできるんじゃないかというふうな気もするわけですけど、その辺のところと、先ほど言いましたけど、交渉の余地ですよ。今、ほぼ五分五分じゃないですけども、その金額、もうちょっと交渉して、やることのできる、そういった交渉をしたのかどうなのかということ、相手方とね。ちょっとそれはあれですんで、例えば703万8,000円を600万ぐらいにしてもらえませんかとかいうふうな交渉をしたのかどうなのか、これは和解案ですから、今からの話になるんだろうとは思いますが、その辺のところ、気持ちがあるのかなのか、それもちょっと聞きたいと思えます。

○大森委員長 河野課長。

○河野教育委員会事務局付課長 まず、相続につきましては、相続放棄されていらっしやる方もいらっしやるとお聞きはしておりますが、相続を放棄されますと、次の相続権のある人に行くわけ

で、それをただ追うということになりますと、今、債権債務はお借りされた方と農協との関係にございます。ですから、三次市は、現段階においては第三者ですので、それ以上のことを現時点で申し上げるのは非常に難しいのですが、ただ、農協に対して三次市が損失補償金を支払えば、その債権が三次市に移りますので、その時点では、放棄されたら次の相続人が誰なのかということを追っていくというか、そういう考えになろうと思います。

それと、土地から取れた果実についても御質問があったと思いますけど、その部分については、判例上も、土地の持ち主、そこに入った肥料とかをどけて、その土地で耕作されたものは、その土地の持ち主のものだという判例もございますので、委員御指摘のとおりだと思いますが、先ほどと重複いたしますが、今の時点では市の債権でないので、どのようにということ、現時点においては申し上げるのが難しい状態でございます。

あと、交渉については、今まで、る説明させていただきましたが、法廷外での水面下での交渉もさせていただいた中で、この金額を裁判所が示しているのもあって、これ以上というのは難しいという結論です。

○大森委員長 小田委員、いいですか。

○小田委員 後でまた聞くかもわかりませんが。

○大森委員長 横光委員。

○横光委員 この損失補償する行為というのは、行政としての政策的な行為であろうというふうに思うわけですが、その行為によって、突然に、25年先に行政に対して負担を生じるというのは違和感を非常に感じるわけですね。ですから、契約書を見たいというのは、その契約の中に、将来、保証人としてですよ。1年ごとにどれだけ納入したと、納入者がどんだだけで、未納者が何人ですよという報告があつてしかるべきではないかなと、そのことによって、行政が農協と一緒に債務回収というか、債務を促すような行為ができるということになるし、将来の補償の可能性というのも出てくるわけです。ですから、契約書がどうなつるかというのは、ちょっと見てみたいということが1つありました。

1つには、債務負担行為というのは、旧君田村が農林漁業金融公庫としとるということは、議会へ提出するときに、先ほど議会が悪いような言い方をされましたけれども、議会でなくして、旧君田村が提出を誤って、議会はそれを信用して、議決をしたという経緯であろうというのは、それは当然に押さえておかないけんというふうに思うわけですね。

今回、そういう事象が始まったときに、1,500万以上の請求を受けたときに、やはり行政として、三次市として司法の判断に委ねるとするのは当然のことだろうというふうに思います。そのことによって、元金と利息であろうと、当然の農協の損失部分を払ってくださいと、それ以上のものは払わなくてよいという司法の判断というのは、それは正しいと思うし、それを受け入れるべきであろうというふうに私は思うんですが、やはりその中に、25年前のものが25年、あるいはその先に当然に降って湧いてくるということに大きな違和感を皆さん思ってたっしやるし、そういうことを起こしてはならないということがありますので、このことはこれで致し方ないということはあると思うんですが、やはり今後の方向として、こういう行政的に損失補償の契約をするときには、



やはり議会の議決をもって、そういう補償をして、そして債務負担行為をするということをやっ  
ていかんと、またその中にも、年々に保証者である行政に対して、金融機関のほうから、今どれだけ  
入って、どれだけ残っておりますと、どういうふうにするかというのは、やっぱり行政としても、  
支払いをしていただくものを促していくということが必要なわけでございますから、そういうこと  
が1つあると思うんですが、その前の時点で、圃場整備を実施するに当たり、なぜ払われなくな  
ったかということがあろうと思うんです。行政経験から言わせていただくと、工事の仕方が非常  
に悪い、あるいは配分の仕方が悪くて、自分は納得いかないので払わないということがあるかもし  
れません。あるいは、非常に収入が少なくて農作業できない、農業収入が入らないので、全部よ  
そへ出したので、収入がないから払えなかったという、なぜ支払いができなくなってきたかとい  
う、その原因というのはどうなんでしょうか。

○大森委員長 中廣部長。

○中廣産業振興部長 横光委員の言われるとおり、損失補償契約の考え方ですが、これは、委員  
がおっしゃるとおり、今後やはり、当時の契約でいいますと、恐らくそういった報告をしなくてはい  
けないという文言はなかったものと思われま。最終の償還期日が到来して、初めて君田村に請求  
ができるという内容であったと思います。ですから、その途中途中で、この人が幾ら支払いが滞っ  
ているよとか、そういった報告なり、ともに回収に向けてやってくださいよという、そういう内容  
ではなかったというふうに思っております。また、そこらも改めて資料のほう、出させていただきます  
けど、そういう状況でございました。

あと、その当の受益者がなぜ払えなくなったかというところは、ちょっとそれぞれの個人の事情  
というところは、まだ私どももそこまで把握はできておりません。圃場整備をされて、数年は支払  
いをされておるといことで、その途中の経過の中で、ちょっとどういう状況で払えなくなったの  
かというのは、詳細については、まだそれも把握はできていないという状況でございます。またそ  
こらについては、この和解の議案を御可決いただいて、和解金を支払った後に、債権が市に移っ  
てまいりますので、その時点で詳細の調査、また回収に努めていきたいというふうに考えてござい  
ます。

○大森委員長 横光委員。

○横光委員 ということは、工事に不足があつて払わなかったという状況はないだろうというふう  
に察します。やはり25年たつて、初めてそういう状況を行政が知ってくるというのは遺憾であらう  
というふうに私は思いますので、先日の全員協議会でも、まだこういう政策的にそういう行為をし  
ているというも話をされましたので、やはり金融機関との協議の中で、毎年そういう状況を把握  
して、今後どういう状況になるか、今日的な財政、非常に窮屈な状態でございますので、そこら  
をやっていくというのは、行政の務めとしてやっていただきたいなという、これは答弁要りませ  
んから、お願いをしておきたいというふうに思います。

以上です。

○大森委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

中原委員。

○中原委員 今、先輩委員の方々の話を聞かせていただいて、やっぱり自分は、現地がどういう状況になつとるんだというのを見てみたいということがすごくありました。いろんなことで仕方がないというふうな話は聞くんですけども、今後、そういったことがないようにしていただきたいのもありますし、やっぱり現地がどうなつとるのか、当然米を作っている状態なのか、荒れ放題になっている状態なのか、なので、ここですぐ分かりましたということよりも、現地を見させていただくことは可能なのかということをお伺いしたいと思います。

○大森委員長 中廣部長。

○中廣産業振興部長 現地のほうは、ちょっと我々のほうで現地の写真等を撮って、それをまたデータで送らせていただければというふうに思います。

○大森委員長 中原委員。

○中原委員 ありがとうございます。ただ、今の状況では、まだ市のものではないから、まだ市は見に行けないという状況であるのでしょうか。今、もう見に行った状態で、どうなつとるということは把握されとる状況なのか、もう一度お願いします。

○大森委員長 中廣部長。

○中廣産業振興部長 圃場整備したエリア、そこは把握をしておりますけど、個々の受益者の所有農地の、その一筆一筆ごとまでは把握はしていないという状況です。

○大森委員長 じゃけん、今、そういうもろもろのことは白紙の状態、いわゆる調査が始まるまで何も分からん、だけど、本来、そういうのはありなんですかね。例えば議会へこうやって説明するのに、白紙の状態の説明をして、その和解案の議決を求めるといふのはありですか。

中廣部長。

○中廣産業振興部長 全く白紙ということではございません。ただ、一筆一筆の今の状態、ちょっとそこまでは確認ができておりませんが、今はその下調べをしているという状況です。まだ債権が市のほうにはございませんので、今はその下調べをしている段階です。

○大森委員長 ほかに。

山村委員。

○山村委員 今の御回答の件なんですけれども、今までのお話を聞いていると、やはりまだ市に権利が移っているわけではないので、情報開示というものはできないんじゃないんですか。今、調査とか何とかじゃなくて、今、委員の質問ですけれども、そもそもまだできない状況じゃないんですか。写真がどうこう言われていましたけど、その開示はできるんですか。私としては、今の状況、それはできないと思いますけど、権利がないので。ちょっとそここのところが、どうも交錯しているみたいなんですけど、いかがでしょうか。

○大森委員長 中廣部長。

○中廣産業振興部長 先ほど、データで送付させていただいたと言いましたが、圃場整備をしたエリアの写真を送付させていただければと思います。特定をせずにですね。

○大森委員長 山村委員。

○山村委員 ですから、参考資料ということで、そのエリアを撮影した写真を送っていただくとい

うことでよろしいですか。

○大森委員長 ほかには。

伊藤委員。

○伊藤委員 同じようなこと聞くようなんですけど、どこまで三次市が資料を把握しておられるのかというのが分らないのですが、先ほど聞いたら、1人の人は3年から4年支払っている、その後、滞った、8年から10年後に滞ったということの経過が知りたいということと、1つは、3人で900万円なのか、じゃけん、一人一人で見たら、中には返済しておられる方がおられるということもあるし、最後の返済不納金も一人一人がどうなってるのか、そのうち1人は放棄しておるのかということですね。その人を調べるんじゃないくて、場合によっては、抵当権もついておるわけですから、登記簿を取れば、出てくるとは思うんですが、そういう経過を教えてください。じゃけん、いつまで誰が、一人一人の人が。それでもって、これだけになつとるという経過が、死亡されとる、放棄しとるかということも、市ではつかんでおられるんだろうと思うんですが、そういう資料をぜひ出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大森委員長 中廣部長。

○中廣産業振興部長 今、その経過ですけど、先ほども申しましたように、まだ債権が市のほうに移っていないということで、今はJ Aさんとのやり取りの中で大まかなところをお聞きしているという状況で、数年は払われて、それ以後が払われていないところまでの情報でございます。債権が移った後は、そこをしっかりと法務局なりの請求がしていけるということになりますので、今の時点では、この情報が今の市が持っている情報になります。

○大森委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 そうすると、これは支払って、市が引き継ぐということになれば、ですから、事前にそこまで分らんと、分らんまま引き継いでくださいと言われとることになるんじゃないですか。そう思うんですが、いかがでしょうか。

○大森委員長 中廣部長。

○中廣産業振興部長 全て詳細は引き継いではいませんけど、大まかなところは、J Aさんとのやり取りの中でお聞きをしておりますので、さらにその債権が移った後は、市が本格的に回収ということになりますので、またその時点で関係機関でありますとか、そういったところも調査をかけて、動いていくということになります。

○大森委員長 ちょっと聞いていいですか。その情報を、ここに至るまでの経過であつたり、現状の報告というものを伊藤委員が求めておられるんですが、それは法的に出せないものなのか。例えば個人情報等までは、いろんな債権類の縛りの中で、今は、例えば裁判所が待ってくれということがあったのかどうなのか。例えば、大卒でこういうふうな取組を現在進行しております、のところの報告ぐらいは、それは、わし、できると思うんじえけど、それは難しいんですか。

○大森委員長 河野課長。

○河野教育委員会事務局付課長 読めば同じなもので、なかなか難しいんですが、財政援助制限法という法律がありまして、債務保証、ですから、保証人には市はなれません。ただ、J Aが結果的

に損失を被ったときに、その損失の補償、ですから、保証人の保証ではなく、補う、償うという字の補償は、行政実例でも、2011年10月27日の最高裁判例でもできることになっています。今回の損失補償契約は、補う、償うという字の補償でございまして、J A三次が損失を被ったということが確定したことに対する補償で、借りた方とか、そういう、重複いたしますが、保証人の保証ではないもので、補償を行った後、J Aから三次市のほうへ債権が移らない限りは、現時点において、三次市と借りた方との間には何の契約も成立しておりませんで、それとは別に、J Aが損失を被ったときに、その損失の範囲内を限度として補償するというものでございますので、三者契約とかではなく、あくまでもJ Aとの単体の契約でございますので、現行法の解釈としては、非常に困難であるとはしか申し上げられません。

○大森委員長 ほかに。

藤岡委員。

○藤岡委員 1点確認をさせていただければなと思うんですけども、今回、和解をすることについての議決を求めるものなので、今後のスケジュール、もし和解をした場合は、予算を組まないといけないと思うんです。どういったスケジュールでこの和解が進んでいくのかということと、または、この裁判を継続した場合、弁護士の先生の意見でも構いませんので、どういった具合で裁判が進んでいくのか、和解をした場合と、裁判を続けた場合のスケジュールについて、予定について質問させていただきます。

○大森委員長 河野課長。

○河野教育委員会事務局付課長 まず、和解についてですが、J A側も和解していいということを理事会で確認されているようです。ですから、三次市のほうというか、市議会で議決を頂きましたら、その議決書のコピーというか、写し等を裁判所のほうに提出いたしまして、向こうは理事会の了承のものを提出いたしまして、それで、もう一回、期日が開かれて、そこで裁判官から、この和解案でいいのかということを最終確認されまして、両方が受け入れさせていただきますと申し上げましたら、和解は成立します。ただし、その時点では和解が成立するだけであって、三次市がまだお金を払ってないですから、それが、効力はあるんですが、効果は出てないもので、三次市が和解案に基づいて、J Aの口座なりにお金を振り込んだ時点で完全に終了という形になります。

また、裁判の場合なんですけど、地方裁判所で終わるようであれば、あと1年半ぐらいで終わると思いますけど、その判決に不服の場合には、三次市は今もまだ応訴ですので、議会の議決が必要ないですが、三次市が不服の場合で控訴する場合には、そこで控訴することについて議決を受けます。J A側が不服がある場合には、J A側が控訴される可能性があります。

○大森委員長 ちょっといいですか。聞いておるのは、いわゆる控訴をするに当たって、三次市の費用負担が生じるのかどうかでしょう。

○藤岡委員 それも含めて、スケジュールを。

○大森委員長 そういうふうに聞いとる。その手続を説明してもらえるのはありがたいんですが、ちょっと時間が押していますので。

○河野教育委員会事務局付課長 延びれば延びるほど、経費は増えます。

○大森委員長 ほかに。

小田委員。

○小田委員 1点確認だけさせてください。これは、随分前の話の和解のあれなんですけども、当時の政策として、このような形で圃場整備等々が進んでいったんだらうとは思いますが、となったときには、やっぱりこういう図式ですよね。農協の金融機関を通して農林漁業金融公庫から金を借りて、そういったことを行うというのがあった、これは当然君田だけではなかったと思います。当時、こういう図式、要は、農協さんが損をしたら、その当時の自治体が損失補償しますよという形で進んでおったのかどうか、もしくは、君田だけがこういう特殊な契約をやったのかどうか、そこを教えてください。

○大森委員長 中廣部長。

○中廣産業振興部長 当時の圃場整備の流れは、委員がおっしゃるとおり、受益者負担の部分は金融機関から借り入れて支払う、そして、役場と金融機関が損失補償を結んで、圃場整備事業を推進していく、このスキームは、君田村だけに限らず、周辺の市町、また県内でもそういったスキームで行われていたものでございます。

○大森委員長 小田委員。

○小田委員 これは、今回の和解案とは違う質問なんですけど、というか、今回、これが1件、こういうものが出てきた。もうこういう形ものは存在しないというふうに理解してもいいですね。これだけで終わるかどうか、この議案の直接的な質問じゃないですけども。

○大森委員長 中廣部長。

○中廣産業振興部長 当時の契約の中で、まだ返済中の案件がございます。君田村でまだ9件残っておりますが、全て返済は計画どおりされております。

○小田委員 君田以外のことも言うたんよ、わし。

○中廣産業振興部長 君田以外で、作木で1件ございますが、今年の12月で支払いは完了いたします。

○大森委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 それでは、大変申し訳ないんですが、時間が押しておりますので。

中廣部長。

○中廣産業振興部長 申し訳ございません。藤岡委員から御質問いただきました将来負担比率の関係ですが、財務部から資料が入りましたので、報告をさせていただきます。

元年度の決算の将来負担比率が52.8%ということになっております。今回の案件について、損失補償見込額を算定に含めているということでございまして、損失補償を行った場合、将来の負担比率は下がりますが、分母であります標準財政規模が162億8,000万ということで、金額が大きいため、率に変更はございません。

以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかに質疑がないようでありますので。

○小田委員 質疑じゃないんですけど、委員長、先ほど、契約書のほうを提出してくれというのを僕言ったと思うので、提出できますということだったので、今日、採決せないけんですよ。それまでには出してもらわんといけんのですが、ちょっといつ頃出せるか。僕らの委員会の委員だけでも、タブレットへ飛ばしてもらえばいいんで。

○大森委員長 それは出せますか。

中廣部長。

○中廣産業振興部長 また総務のほうを通じて、間に合うように提出をさせていただきたいと思えます。

○大森委員長 ということで。

それでは、ほかに質疑がないようでありますので、以上で議案第103号に対する質疑を終結いたします。

なお、採決は後ほどまとめて行いますので、御理解を頂きたいと思えます。

それでは、君田支所、産業振興部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部入替え)

○大森委員長 それでは、続きまして、吉舎支所及び地域振興部が所管する議案の審査を行います。

議案第98号、三次市吉舎交流拠点施設設置及び管理条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(案)、議案第105号、指定管理者の指定について及び議案第106号、指定管理者の指定の変更についての3議案につきましては、全て関連をしておりますので、一括して議題とさせていただきますと思えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

伊達吉舎支所長。

○伊達吉舎支所長 それでは、吉舎支所のほうから、議案第98号及び議案第105号並びに議案第106号の議案3件について、一括して御説明を申し上げます。

資料のほう、施設の位置を示した地図をお送りしておりますので、そちらを御覧ください。

最初に、議案第98号、三次市吉舎交流拠点施設設置及び管理条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、三次市吉舎交流拠点施設設置及び管理条例の施行に伴い、関係条例である三次市生涯学習センター設置及び管理条例ほか4条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、吉舎生涯学習センター、三次市立吉舎児童館、吉舎老人福祉センター及び吉舎共同福祉施設を廃止するとともに、現在、三次市立吉舎児童館に設置している吉舎放課後児童クラブの位置を、三次市吉舎交流拠点施設等と同じ建物内に変更しようとするものです。

次に、議案105号、指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、三次市吉舎交流拠点施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により市議会の議決を求めようとするものであります。指定管理者となる団体は吉

舎町自治振興連合会です。

最後に、議案第106号、指定管理者の指定の変更について御説明申し上げます。

本案は、吉舎生涯学習センター、吉舎共同福祉施設及び吉舎老人福祉センターの廃止に伴い、指定管理者の指定期間を変更することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により市議会の議決を求めようとするものであります。変更後の指定期間は、いずれも本年10月31日までとなります。

以上、議案3件につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○大森委員長 それでは、これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の発言をお願いします。

伊藤委員。

○伊藤委員 吉舎交流拠点施設というのが1つのものなんですか。それで、その中に三次市吉舎支所が入るといふ、指定管理をさせておる建物の中に支所が入るといふ考え方になるんですかね。ちょっとそこをお聞きしたい。

○大森委員長 伊達支所長。

○伊達吉舎支所長 今回の施設は、それぞれ4つの施設、吉舎支所と吉舎図書館と放課後児童クラブと吉舎交流拠点施設の4つの施設が併設した形になります。ですから、交流拠点施設の中にほかの施設が入るといふふうな関係にはならないということ。建物としては1つなんですけれども、4つが並んだ形という考え方です。

○大森委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 ということは、建物の中にそれぞれの指定管理者が入るといふことで理解していいんですか。そうすると、建物全体は誰が管理するのかということになるんですけど。

○大森委員長 伊達支所長。

○伊達吉舎支所長 この4つの施設のうち、指定管理施設になりますのが、吉舎図書館と吉舎交流拠点施設の2つになります。それぞれ指定管理者は異なります。吉舎支所と放課後児童クラブは直接市の管理になりまして、それぞれ所管課が異なるという形になります。

実際の管理については、それぞれの施設ごとで、それぞれ所管の者が管理はするんですけども、実際の直接的に管理に関わる維持管理費とか光熱水費ですとか、そういったものは、どうしても1つの施設ですので、契約であつたりとか、使用の電力量とか数量、そういうものは、どうしても1つの数字になってきます。ですので、そういった部分は、契約上、分けたりすることができませんので、一旦市のほうで支所分として全体の契約とか、そういう管理の代表といいますか、一括して契約をし、費用に関していえば、面積等で案分して、それぞれの施設ごとの応分の負担を求めるといふふうな分け方で、経費を管理するようなことになっています。

鍵の管理等に関していえば、全体の施設の出入口の管理というのは支所のほうで、今までどおり守衛のほうで管理するようになりますが、施設の中に入ってからは、各管理する施設部分それぞれの鍵はそれぞれの所管の担当が持つというふうな形の管理。

○大森委員長 伊藤委員、いいですか。

○伊藤委員 いいです。

○大森委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 第98号について質問させていただきます。中身としては、吉舎交流拠点施設の使用料の確認なんですけれども、6月定例議会において、議案73号のところでは提出をされました利用料なんですけれども、今回、利用料、時間も変わっています。例えば吉舎生涯学習センターだと、8時半から12時までになっているところが、新しい、6月定例議会に出された73号を見ると、8時半から午後5時までというふうに時間帯も変わっているかと思います。それで、利用料については、高くなっているのか、低くなっているのか、妥当なのかというところを1点質問させていただきたいのと、今回、73号では割増料金についての規定があるんですけれども、割増料金、市外の人を使う場合は2倍になるとかというのは、以前からあったのかというところをお聞きしたい。

以上、2点お願いします。

○大森委員長 伊達支所長。

○伊達吉舎支所長 施設の利用時間に関しましては、吉舎交流拠点施設は今までの生涯学習センター、主にはそれに代わるような施設になってきますけれども、利用時間については変更がありません。今回、利用料のほうは、ほかの地域振興課所管の施設になりますが、その辺のコミュニティーセンター等と同一の料金体系にそろえております。割増料金等も同様の額です。

○大森委員長 ほかに質問。

横光委員。

○横光委員 先ほどの98号についての、吉舎の生涯学習センターは使用がなくなるということで理解してよろしいですね。ここはね。ということで、私が質問したいのは、指定管理の関係なんですけど、先ほど言われましたけども、この中には社会福祉協議会とか広域商工会は入られるんですか。どうなんですか。

○大森委員長 支所長。

○伊達吉舎支所長 社会福祉協議会は、現在、保健センターのほうにおりまして、ここには移らないです。今、老人福祉センターにありますシルバー人材センター等、それから共同福祉施設の中に入ります広域商工会、これは、今回この施設の中に入ります。広域商工会が現在、作木、君田等でも支所の中で行政財産使用許可ということで入っていますけども、今回、同じ扱いで、支所部分の中で行政財産使用許可で部屋を使ってもらう形で入ってもらうことになります。

○大森委員長 横光委員。

○横光委員 やっぱり指定管理でございますので、それぞれの独立した組織というものがあって、それぞれが負担をしなくてはならないというふうに私は思うんですね。三和町の場合でも、文化センターの中に図書館があって、図書館から負担をしていただいているという状況がございますので、やっぱりそこらははっきり区別をして物事を考えて、特にまた行政のものだったら一括のどんぶりの中で割当てをしてやるということで、多くの問題はないと思うんですが、組織そのものが変わってくると、やはりそれ相応の使用の仕方とかいうのがあろうと思うので、当初決めとって、また変わるということがあろうと思うので、柔軟に考えていただけるといいと思うんですけど、やは



り商工会ということになると、会議の仕方とか、あるいは勤務時間のありようとかいうのがありますので、そこらを考えながら、部屋の面積だけというのじゃなくして、やはり考えていく必要があるのではないだろうかというふうに思うんですが、電気をどれだけ使うというのは分けてないわけですよ。

○大森委員長 伊達支所長。

○伊達吉舎支所長 光熱水費につきましては、今の時点で試算した金額、施設全体の金額を床面積であったり、ホールと支所等でまた稼働の時間の設定を想定したりして、それで案分、金額を決めております。シルバー人材センターと広域商工会については、行政財産使用料の中で応分の光熱費を頂くようになっていきますので、今の考え方に基づいて頂きますし、あと、指定管理者になる図書館と交流拠点施設については、一旦、それを金額を含んだ指定管理料をお渡しするんですが、そこからまた負担金として返してもらうというような形で、それぞれの施設の経費を管理していきたいと思っています。実際、数年やっていく中で、想定した金額と実際の金額に乖離があるようであれば、協定を見直すなり、そういうことはしていきたいと思っています。

○大森委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 質疑なしと認めます。

ほかにないようですので、以上で議案第98号、議案第105号及び議案第106号に対する質疑を終結いたします。

採決は、全ての議題の説明を受けた後、まとめて行いますので、御了承を頂きたいと思います。

吉舎支所、地域振興部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部入替え)

○大森委員長 それでは、続きまして、総務部が所管する議案の審査を行います。

議案第97号、三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

細美総務部長。

○細美総務部長 皆様、おはようございます。よろしくお願いをいたします。

それでは、議案第97号、三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)につきまして御説明を申し上げます。

本案は、老朽化し、空室となりました市営住宅を用途廃止するために、三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正しようとするものでございます。

その内容は、条例別表第1中、香淀1号、2号の名称及び位置を削ろうとするものでございます。

以上でございます。

○大森委員長 これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を願います。

山村委員。

○山村委員 前回御説明いただきました、こちらの用地に関しましてですが、旧小学校の敷地内ということで、しかも急傾斜地の、ハザードマップでいえばレッドゾーンにあるということで、こちらのほうの将来的な用途についてはなしというお答えだったと思うんですけども、今後、やはり公的な施設に関しまして、レッドゾーンにかかる部分というのがあると思いますが、今後の扱いとして、やはり今回の用地と同じようにレッドゾーンの場合は、次なるものは、用地の利用というものはお考えでないということ、大前提にあると考えてよろしいでしょうか。

○大森委員長 細美部長。

○細美総務部長 委員御指摘のとおり、この住宅地の用地につきましてはレッドゾーンでございます。また、奥に体育館があり、グラウンドとの高低差もあるということで、土地利用については、先ほど委員御指摘のとおりで、ここについてはこのまま保有をすると、再利用、販売等は考えてございません。

また、言われましたように、一般論ではございますけれども、今後、公共施設のいわゆる跡地につきまして、レッドゾーンなり、イエローゾーンも含めて、後利用が難しいものにつきましては、やむを得ず、当然保有をせざるを得ないかというふうには考えてございます。

○大森委員長 山村委員。

○山村委員 広島市なんかでも、やはり公営住宅の後ろがレッドゾーンとかイエローゾーンとかで、結構まだずっと募集が出ているというような状況がありますけれども、今後の防災を考えますと、極力そういう危険地域の公的な施設に関しては、本当に真新しいものは別としまして、極力やはり廃止の方向で御検討いただければと思いますけれども、お考えを伺います。

○大森委員長 細美部長。

○細美総務部長 御指摘のとおり、公共施設、公営住宅を含めまして、現在建っておるもの、利用しておるものにつきましては、レッドゾーンであることをもって、即廃止、中止ということは考えてございません。ただ、今回の案件もそうでございますが、耐用年数が来ておるとか、大規模改修が必要であるとかいうような施設について、もしそれがレッドゾーンに建っておるようなことがあれば、必ずしもそれを長寿命、延命をして使うという選択肢ではなく、廃止、撤去という選択肢も当然に視野に入れて検討すべきだというふうには考えております。

○大森委員長 山村委員。

○山村委員 この考えというのは、やはり防災の考えも随分変更してまいりましたし、ファシリテイマネジメントの中でもやっぱりしっかりと位置づけていただければと思いますので、要望ですけども、お願いします。

○大森委員長 そのところはよろしくお願いします。

藤岡委員。

○藤岡委員 今回、香淀1号、2号を廃止することなんですけれども、あくまでも廃止理由が古くなったからというところで認識をさせていただいております。建築年度と、実際に見られた上で、どれぐらい古い、老朽化した状態なのかというところが分かれば、教えていただきたいのが1点と、入居されている方はいらっしやらないと思うんですが、ちょっとその確認を、2点お願

いします。

○大森委員長 細美部長。

○細美総務部長 こちらの住宅、具体的には2棟ございます。1つ目のほうが、いわゆる1号住宅と呼んでおりますけれども、こちらのほうが、建築年度が平成元年度でございます。令和元年に退去されておられます。それから、香淀2号住宅でございます。こちらのほう、建築年度が昭和57年度でございます。退去のほうは、平成27年に退去されてから空室となっております。

また、傷み具合というところでございますけれども、ちょうどこれ、2棟とも空いたということと、先ほど申しましたように、レッドゾーンにあるということで、手を入れて、今後利用するよりは、解体撤去という選択肢を取らせていただいたというところでございます。

○大森委員長 ほかに。

横光委員。

○横光委員 老朽化の判断、今回の部分はレッドゾーンだと思うんですが、木造住宅だと思うんですけども、そういう木造住宅の老朽化判断というのは、築何年ぐらを一応判断の材料にしているのかということをお聞きしたいと思います。

○大森委員長 細美部長。

○細美総務部長 耐用年数、22年が1つの目安だというふうに考えております。木造の場合ですね。ちなみにですけれども、今回、さっきの元年のものですと、単純に計算して30年経過しておることになるかと思えます。木造の耐用年数、22年を1つの基準としております。

○大森委員長 1つの目安ね。

横光委員。

○横光委員 関連でございますけれども、市内には22年以上、あるいは40年経過して、まだ入居されている住宅もあろうと思うんですが、そこらはやはり今後、修繕をしていくのか、あるいは空室になって何年か経過して、入居が認められないということになると、1つの団地であろうとも、そこは取り壊して、新しく建てていくのか、その方向性というのはどのようにお考えなのか。

○大森委員長 細美部長。

○細美総務部長 先ほど委員御指摘のとおり、40年とかというようなものも当然ございます。そういうところにつきましては、空き室になった時点で、いわゆる募集停止をさせさせていただいて、棟、もしくは団地ごと、最低でも棟が空きませんと、解体ができませんので、そこまで待つ解体するというような対応にしております。

言われますように、改修等の考え方でございますけれども、一般質問でも少しお答えをさせていただきましたが、現在、旧の町村については、割と募集停止にさせていただいておる案件のほうが多いでございますので、まだまだ使えるというふうに考えておまして、そこは改修というか、空室修繕をさせていただいて、使っていこうというふうに考えております。旧三次につきましては、現在は促進住宅、雇用促進事業団から頂いておりますけれども、定住促進のところ、あれも外壁とか雨漏り防止や屋根、こういうところの大規模改修をやりながら延命をしております。建て替え等につきましては、計画の中で機械的に算定させていただいたものはございますけれども、現在、建て

替え計画というものは持っておりません。

○大森委員長 ほかに質問の方、いらっしゃいますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 それでは、質疑なしと認めます。

以上で議案第97号に対する質疑を終了します。

続いて、議案第104号、財産の無償譲渡についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

細美総務部長。

○細美総務部長 それでは、議案第104号、財産の無償譲渡について御説明申し上げます。

本案は、旧吉舎町におきまして、コミュニティー集会所のために寄附いただきました土地を、コミュニティー集会所の廃止、解体に伴い、土地寄附者に、いわゆるお返しをするために無償譲渡させていただきたく、地方自治法第96条第1項第6号の規定により市議会の議決を求めようとするものでございます。

よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○大森委員長 それでは、議案第104号、財産の無償譲渡について説明を頂きました。委員の皆さんの質疑がございましたら、挙手をお願いします。

小田委員。

○小田委員 この無償譲渡、先ほど説明された、市に寄附されたものを、集会所の機能がなくなったので、また持ち主に返してくるという話ですけども、そもそも公共的に使ってくださいというふうに寄附されたものを、なくなったので返しますよというときに、持ち主の方との話合いというのが、これ、返すということは、この人の財産になりますので、今度、税金なんかも発生してまいりますよね。だから、これ、当然建物を崩した状態でのお話だろうとは察するんですが、その辺のお話合いの中でスムーズに、市のほうで要らんようになったら、ほいじゃ、返してくださいなのか、いやいや、うちは、もう寄附したんじゃけえ、市のほうで使うてくださいよとかいうようなやり取りのほうはどうだったんですか。すんなりといったんですか。ここだけ聞かせてください。

○大森委員長 細美部長。

○細美総務部長 まず、一般論でございますけれども、こうした公共施設の撤去後の空き地につきましては、公売をさせていただくことが一番ファシリティの考え方に沿っておるというふうには考えております。ここの当該案件につきましては、寄附を頂きまして、当時、例えば使わなくなったからお返ししますというようなお約束ができていた案件ではございませんでした。そういう約束があればいいんですけども。これにつきましては、解体とか、お話、当然、集会所を廃止するので、御存じですので、御本人のほうから返してほしいと言われたのに伴いまして、先ほどの、当時の契約等々を調べましたけども、約束がないので、御議決を頂き、手続を踏ませていただくということで、議案として提出をさせていただいたものでございます。

○大森委員長 ほかに。

藤岡委員。

○藤岡委員 1点質問させていただきます。返還する約束がなかったということではあるんですけども、今回、財産を無償で譲渡することにおいて、確認で質問させていただきたいんですけども、法的に問題はないのかというところを質問させていただきます。

○大森委員長 細美部長。

○細美総務部長 まず、寄附者への返還につきましては、はっきりとそういう当時の約束なり契約なりございましたら、まず問題ございません。また、条例のほうにも、そうした場合には、議決も不要というふうに条例で定めておるところがございます。ただ、繰り返しになりますけども、当該案件につきましては、明確な当時の意思が確認できませんでしたので、手続に瑕疵があってはならないということで議決を頂くと。議決を頂いた場合には、市の資産につきましては、適正な対価でお譲りするのが原則でございます。土地でしたら、その土地代を頂くのが原則でございますが、今回のような案件、無償で頂いたものを、お金を払って買っていただくというのはいかかなものかということで、手続として、議会の議決を頂ければ、無償の譲渡は法的に可能でございます。

○大森委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 質疑なしと認めます。

以上で議案第104号に対する質疑を終結いたします。

総務部の皆さん、大変ありがとうございました。

(執行部入替え)

○大森委員長 それでは、経営企画部が所管する議案の審査を行います。

まず、議案第107号、過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

宮脇経営企画部長。

○宮脇経営企画部長 それでは、議案第107号、過疎地域自立促進計画の変更について御説明申し上げます。

本案は、平成28年3月に策定した過疎地域自立促進計画に、新たに三若廻神線(ヤタ手橋)ほか10事業を追加することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7号において準用する同条第1項の規定により市議会の議決を求めようとするものでございます。過疎地域自立促進計画書第3項第3号の表中、三若廻神線(ヤタ手橋)ほか10事業を追加するものでございます。

各事業の概要について、簡単に御説明させていただきます。併せて、資料提供しております事業実施箇所図のほうを御覧ください。

1番目といたしまして、三若廻神線(ヤタ手橋)でございます。基本的に今回の11件は、橋の改修の議案でございます。総事業費779万2,000円を想定しております。令和2年度には測量設計、令和3年度には補修工事を予定しております。

2番目は、和田55号線(岩川橋)でございます。こちらのほうの総事業費が1,277万5,000円、令和2年度が測量設計、令和3年度が補修工事でございます。以下、同様に令和2年度は測量設計、令和3年度は補修工事を予定しております。

3番目が、雲通542号線（橋詰橋）でございます。

4番目が、敷地442号線（安田橋）でございます。

5番目が、丸田632号線（和田橋）でございます。

6番目が、庄里線（正田橋）でございます。

7番目が、羽出庭114号線（渡屋橋）でございます。

8番目が、下板木線（後谷橋）でございます。

9番目が、県道羽出庭三良坂線（矢野面橋）でございます。

10番目が、県道三良坂停車場線（柳坪橋）でございます。

11番目が、県道梶田三良坂線（栗島橋）でございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○大森委員長 それでは、ただいま議案第107号を説明いただきました。これに対して、委員の皆さんからの質疑を求めます。

横光委員。

○横光委員 過疎地域自立促進計画の変更ということでございますけれども、過疎地域自立促進特別措置法というのは時限立法で、3月31日、今年度、法期限ということになると思うんですね。2年度の計画というのはいいと思うんですけども、3年度に計画した場合、もし、みなし過疎ならいいんですが、一部過疎ということになった場合にはどうなるんであろうか。今年度補正で、1億7,470万円の補正案というのが上程されておりますけれども、これが全部できるのかどうか、非常に不安なことを思うんですが、もし手をつけているなら、3年度も過疎法の適用になるのか、いや、みなし過疎から一部過疎になったらもうだめですよということになるのか、そこらのところはどのように判断されているのかお伺いをいたします。

○大森委員長 宮脇部長。

○宮脇経営企画部長 まだ、どうなるかということは全く未定でございますが、ただし、従前ですと、激変緩和措置というのがございまして、ほぼ同じ枠が2年程度は特別に出るであろうと、5年間が激変緩和措置の期間となっております、その間には、少しずつは下がっていくというような予想をしております。

○大森委員長 ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大森委員長 質疑なしと認めます。

以上で107号に対する質疑を終了します。

続きまして、議案第108号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

宮脇経営企画部長。

○宮脇経営企画部長 続いて、議案第108号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明いたします。

本案は、市道川毛門田線の改良工事を実施するため、門田辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により市議会の議決を求めるものでございます。

当該地の生活道である市道川毛門田線は、幅員が狭隘で屈曲部も多く、車両の離合が困難であり、特に冬季は交通の難所となっております。本道を整備することにより、地元住民の利便性と安全性の向上を図るとともに、地域の生活環境の改善に努めようとするものでございます。

事業実施箇所のほうはタブレットのほうに入れておりますので、御覧いただければと思います。

以上、よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○大森委員長 ただいま議案第108号の説明を頂きました。これに対する質疑を頂きます。よろしいですか。

横光委員。

○横光委員 総合整備計画書の中、一般財源、ほとんどが辺地債ということで、純粋な一般財源9万8,000円というふうに見せていただきましたけども、起債対象にならない金額が9万8,000円で本当に足りるのかどうかというのが1点、心配な点がございます。

それと、整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとして、整備をしようとする公共施設、整備の方法、整備に要する経費というのが3点ありますけども、1と3番は書いてあるんですが、整備の方法は、整備だけしか書いてないですね。道路改良なのか、あるいは舗装までするのか、3年間で改良と舗装をしていくのか、そこまでちょっと教えていただければ。その整備の方法についてはどのようになるのかということをお教えいただければ。

○大森委員長 宮脇部長。

○宮脇経営企画部長 事業費の書き方でございますが、全額起債を充当するんですが、起債が10万円単位で充当するというようになっておりますので、端数の部分が残ったように見えるという形になっております。

続きまして、整備でございますけれども、一応今年度は盛土のほうをやっていきまして、来年度以降、詳細設計、道路幅員等を順次実施していくということになっております。

○大森委員長 横光委員。

○横光委員 10万円単位はいいんですが、起債対象外の経費は、もし要った場合には、起債対象にならないので、9万8,000円で大丈夫なのかという質問なんです。

もう1点は、分かるんですが、舗装まで全部終了するということだというふうに理解をしたんですが、それでよろしいですね。

○大森委員長 宮脇部長。

○宮脇経営企画部長 一応その予定とは聞いております。

○大森委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 質疑なしと認めます。

以上で議案第108号に対する質疑を終結いたします。

経営企画部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部入替え)

○大森委員長 それでは、危機管理監が所管する議案の審査を行います。

議案第109号、備北地区消防組合理約の変更についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

川村危機管理監。

○川村危機管理監 それでは、危機管理監が所管いたします議案第109号、備北地区消防組合理約の一部を改正する規約につきまして説明を申し上げます。

本案は、備北地区消防組合に対する三次市及び庄原市の分担金について、備北地区消防組合理約第12条により、同組合を構成する三次市及び庄原市の合併前旧町村それぞれの普通交付税の基準財政需要額及び人口の割合から算出することとしているところ、合併の特例に関する法律第11条による普通交付税の算定の特例措置が、これはいわゆる合併算定替と申しますが、令和2年度で終了し、今後は一本算定となることから、同条の組合の経費の支弁の方法について変更しようとするものでございます。

その内容は、同組合を構成する三次市、庄原市の分担金算定額を、予算の属する年度の前年の両市の消防費に係る基準財政需要額の合算額に対する三次市、庄原市の消防費に係る基準財政需要額の割合で案分するものでございます。

以上、よろしく御審議を頂きますようお願いいたします。

○大森委員長 ただいま議案第109号を説明いただきました。これについて、皆さんの質疑を行いたいと思います。質問のある方は挙手をお願いします。

藤岡委員。

○藤岡委員 3点質問をさせていただきます。まず、2の前項に規定する分担金の経費の求め方なんですけれども、経費は、決算審議すると、経費不足前年度の各自自治体が必要とする一般財源となる基準財政需要額、その2つを足したものを関係市ごと、例えば三次市の消防費に関わる基準財政需要額の割合で案分したものであるというふうに理解をさせていただきます。まず1点目が、では、三次市の消防費に関わる基準財政需要額の割合は幾らなのかということが1つ目と、2つ目に、3の建設に関わる需要額償還については、前項に規定に関わらず、別表に掲げる割合により、関係市が分担すると、この別表は、多分その割合が書いてあると思うんですけども、どこにあるのかというところがちょっと気になったんですが、この割合は幾らなのかというのが2点目。

そして、今回の規約の改正によって、三次市が負担する経費であったり、地方債償還について、どのような影響があるのか教えていただきたいと思います。

以上、3点よろしくをお願いします。

○大森委員長 川村危機管理監。

○川村危機管理監 まず、1点目の三次市の基準財政需要額の割合ですけれども、構成する合併前の旧市町村を基準として考えますと、旧三次市は全体の27.163%になります。現在の合併後の三次市、これは令和元年度の基準財政需要額です。現在の三次市で換算いたしますと、55.266%となり



ます。

それから、別表でございますが、別表に記載がございますのは、それは、総合庁舎を建てるときの地方債の償還の分担割合を定めておるものでございます。この場合、どういう定め方かと申しますと、三次消防署、庄原消防署、東城消防署と、消防署が3つありまして、あと出張所が作木、吉舎、三和、口和、甲奴、西城、高野とございます。このうち、口和出張所と甲奴出張所の負担割合、地方債の負担割合については、三次市と庄原市の前年度の消防費に係る基準財政需要額の割合で負担するというふうに決めてあります。その他の消防署、あるいは出張所については、その所在する市が100%負担するということになっております。

○大森委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 もう一点のところが、最後、今回の変更によって、三次市にはどのような影響があるのか、金額が増えたり減ったりするところがあると思うんですけども、どういった変更、金額のところの負担がどのように変化すると想定されているのかを説明していただければなど、想定されているのか、分かる範囲でお願いいたします。

○大森委員長 川村管理監。

○川村危機管理監 試算をいたしますと、今年度については、令和2年度の予算については、分担金割合と、それから金額が決まっております。それが、令和2年度の予算においては、分担金、両市合わせて18億8,634万4,000円が総額でございます。このうち、三次市の分担金は10億2,698万2,000円、54.443%です。庄原市の分担金は8億5,936万2,000円で、分担割合は45.557%となっております。これを、仮に変更後の規約で計算いたしますと、三次市の分担金は10億3,897万9,000円、分担割合は55.079%となり、庄原市の分担金は8億4,736万5,000円、分担割合は44.921%となりまして、三次市の分担金は1,199万7,000円、また、分担率は0.636%の増となるように計算をしております。

○大森委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 質疑がないものと思いますので、これにて議案第109号に対する質疑を終結いたします。

危機管理監の皆さん、大変御苦労さんでございました。

(執行部退室)

○議会事務局 先ほどの損失補償契約書の写しがタブレットに掲載されておりますので、確認をお願いします。

○大森委員長 それでは、ここで10分休憩を取るつもりでありましたけれども、とりあえず、総務常任委員会が今日審議をしたのを、採決も含めて全部終わらせたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○小田委員 今、契約書、ちょっとこれ、見たいんですけどね。採決するにしても。

○大森委員長 いやいや、ほいじゃけど、時間が。

○小田委員 いや、時間は分かるけども、今、これ、見たいところ、質問したいところ、聞きたい

ところもあるんですよ。

○大森委員長 それでは、ちょっと見たいということなので、小休をいたします。

午前11時53分 休憩

午後0時05分 再開

○大森委員長 それでは、引き続き総務常任委員会を開催していきます。

総務常任委員会の中で議論していただきました産業振興部に関わる資料を頂きました。資料の中で、今提起を頂いておるのは、日付が入っていない、これはどういうふうに考えればいいんだろうか、無効なのか、有効なのか、または、ただ日にちがついてなかったんですよというのか、その説明をお願いします。

河野課長。

○河野教育委員会事務局付課長 両者の公印がついてございますから、契約としては有効です。ただし、その日がいつであったかということについては、入っていませんので、あくまでも推定でしかありません。多分この日だったんであろうかと、支出負担行為書とか、ほかのものとのあれで。ただ、推定であっても、ほかに新たな証拠が出てこない限りは、多分そう、この日であろうと推定した日付ということになります。

○大森委員長 今後、調査をする過程において、例えばここの中でちょっと話が出とったんですが、当時、決裁というものをしますね。その決裁には必ず日にちが入るだろうと、もしそういうのを今後調べて、出る可能性はありますか。

中廣部長。

○中廣産業振興部長 当時の書類的には、出てこない可能性が非常に高いと思われます。既に約30年前の話で、契約書がよく残っていたというのが事実でございます。先ほど、日にちの数字上の話でしたが、資料のほうで出ささせていただいております、借入日が3年5月16日という日にちになっております。これは、金融機関と受益者さんの借用証書から、恐らく推定されるということで、3年5月16日としております。

○大森委員長 委員の皆さん、質疑。

横光委員。

○横光委員 日にちは3年5月16日、これは分かるであろうと思うんですが、当時の、年限が切れとるといっても、補償、25年後に問題が起きてくるということになると、捨てるべき書類ではないですよ。契約書というのは、これは農協から頂いたものか、どっちか分からんのですが、契約書があるということは、決裁と一緒に契約書がひっついとるはずなんですよ、私の経験上は。なげにやいけんというふうに私は思いますが、やっぱりそこらも一応確認をしておいていただきたいなということでもあります。

以上です。

○大森委員長 よろしいですか、今の。

○中廣産業振興部長 また君田支所のほうでその書類の保管状況等、調べてみます。

○大森委員長 横光委員。

○横光委員 私が支所長をしよるときに、文書管理ということで、本庁から来て、文書整理を全部されたんですよ。当時の総務の方がおいでになって、全部、君田支所というだけでなくして、本庁の関わった職員がいらっしゃいます。支所へ行って、全部整理して、何をどこどこへというの、ある程度記憶されとったというふうに思いますので、そこらも一緒になって探していただいて、当時の保管場所と現在の保管場所というのはちょっと変わっているかもしれないということがありますので、そこらも参考にいただければというふうに思います。

○大森委員長 ほかに。

小田委員。

○小田委員 年月日が入ってない契約書というのは、僕は初めてこうやって見させてもらったんですが、効力的には、効果的にはあるということで、日付の分も、様々なものを見れば、推測できるんであろうということではあるんですけども、先ほど横光委員も言いましたけど、こういった文書の、合併もありましたから、これを、多分三次市が引き継いだんでしょう、文書は。新三次市の中において、やり取りの分が処分された、もしくは、君田村自体のときに処分された、その辺のこともあるんでしょうけども、先ほども言いました、何年か後にこういったことが来るような文書を、日付がないような契約書を、受け取ったときもチェック、たくさんあったからできなかったというのかもわからんですけども、ここはしっかりとやってもらわんとね。今回の分に関しては、分かる日付は、推測できることですけども、あなた方に言うても、これはしょうがないんじゃないけど、非常に気持ちが悪いです。それだけ言いたかっただけです。

○大森委員長 ほかに。よろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 それでは、皆さん、お昼の休憩を挟んで、出席していただいてありがとうございます。以上で終わります。

(執行部退室)

○大森委員長 それでは、これより議案の採決に入っていきます。

タブレットに審査報告書というものがあります。議案ごとに討論の後、採決となります。

それでは、審査報告書に沿って、お伺いをしていきます。

まず、議案第97号、三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御意見ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 それでは、賛成、全員一致ということでよろしいですね。

それでは、もう一回、97号について、皆さんの御確認をお願いしたいと思います。

先ほど討論なしとさせていただきました。

これより議案第97号を採決することといたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第98号、三次市吉舎交流拠点施設設置及び管理条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）について討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大森委員長 討論なしと認めます。

これより議案第98号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大森委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第103号、和解することについての討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大森委員長 討論なしと認めます。

これより議案第103号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大森委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第104号、財産の無償譲渡についての討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大森委員長 討論なしと認めます。

これより議案第104号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大森委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第105号、指定管理者の指定についての討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大森委員長 討論なしと認めます。

これより議案第105号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大森委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第106号、指定管理者の指定の変更についての討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大森委員長 討論なしと認めます。

これより議案第106号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大森委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第107号、過疎地域自立促進計画の変更についての討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 討論なしと認めます。

これより議案第107号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第108号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 討論なしと認めます。

これより議案第108号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

最後に、議案第109号、備北地区消防組規約の変更についての討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 討論なしと認めます。

これより議案第109号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

以上で本委員会に付託されました9議案についての採決を終了いたします。

次に、委員長報告であります。本会議における委員長報告に付すべき意見や要望等がございましたら、御発言ください。皆さんの御意見を願います。

小田委員。

○小田委員 議案第103号ですけれども、先ほどから様々な意見が出たと思いますので、委員長、副委員長のほうでまとめてほしいと思いますけれども、特に先ほどありました契約書、日付がない契約書が堂々と提出される、これはあってはならないことだと、幾ら効力はあるといっても、こういったものが存在しとる行政というのはいかがなものかというふうに思いますし、今回の契約についても、農協さんと争う気持ちがあるわけじゃないんですけれども、やはり手続上、しっかりとやってもらわないと困るということを、意見の中にはしっかり入れてほしいなというふうに思います。

○大森委員長 ほかに御意見ございませんか。

横光委員。

○横光委員 今回の103号の和解することについてでございますが、今回の件については致し方な

いというふうに思うわけでありますが、今後において、契約を締結する場合に、25年後にそういう事象が初めて行政として分かるというようなことはあってはならないというふうに思うわけであります。したがって、契約にあっては、そういう契約をするときには、毎年度、金融機関から行政のほうへ報告するというような契約の内容にするとか、あるいは、またそのことによって、行政が金融機関と一緒に納入することを促すということをするようにしていただきたいということをちょっと入れていただければというふうに思います。それは、内容については、委員長、副委員長に任せます。

○大森委員長 山村委員。

○山村委員 議案第97号につきましては、やはりファシリティマネジメントの中に防災の視点を取り入れて、これからの施設のありようを考えていただきたいという文言を加えていただきたいと思います。

○大森委員長 ほかに。

小田委員。

○小田委員 一度に言えばよかったですけど、先ほどの103号の分ですけども、これは、議案に直接的なことじゃないといけんのかな。要は、先ほどもいろいろ質問の中で出ましたけど、まだ債権が三次市にないんだというようなことがあって、様々なことが言えないところもあるということがあったんですけども、これをやった後ですよ。この700万の、要は、三次市が出すわけですから、その後の債権回収ということはしっかり取り組んでほしいということも、ちょっとつけ加えてもらえるものなら、つけ加えてもらいたいなという。

○ 委員 和解の後。

○小田委員 和解の後ですけどね。和解のこと自体はあれですけども。

○大森委員長 その後の経過報告、措置。

○小田委員 そうです。それはしっかりとこっちにも。

○横光委員 取り組んで、後に報告する。

○小田委員 報告してほしいということ。

○大森委員長 総務常任委員会への報告をということですね。

ほかにございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 それでは、意見については、今出ました、小田委員、横光委員、山村委員の意見を参考にさせていただきたいと思います。

報告書の作成等については、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 御異議なしと認めさせていただきます。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

これにて総務常任委員会を閉会といたします。委員の皆さん、大変御苦労さんでございました。

午後0時24分 閉会

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和2年9月10日

総務常任委員会

委員長 大 森 俊 和